

## 令和7年第12回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年7月22日（火）
- 2 場所 宝塚市立中央公民館 208学習室
- 3 開会時間 午後6時00分
- 4 閉会時間 午後6時25分
- 5 出席した委員の氏名  
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学校教育課長	石田 勝久
社会教育部長	番庄 伸雄	教育研究課副課長	前川 真宏
管理部次長	池本 和義	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	山下 昌裕		
- 8 会議の書記  
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題  
議案第14号 令和8年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について  
議案第15号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について  
報告事項 令和8年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について

会議の概要

開会 午後 6 時 00 分

赤井教育長

令和 7 年第 12 回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。

傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

飯田課長

おられません。

赤井教育長

本日の署名委員は春日井委員です。よろしくお願ひします。

本日の付議案件は、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。

それでは、進行について事務局からお願ひします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、議案第 14 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について、議案第 15 号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について、報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について、です。

審議の順につきましては、議案第 14 号及びそれに関連する答申の報告、議案第 15 号の順でお願いします。

議案第 14 号及びこれに関連する答申の報告については、一括での審議をお願いいたします。

なお、資料に記載されている宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名に関しては本年 8 月末まで非公開のため、審議の際は取扱いにご注意ください。

また、教科用図書調査研究報告書は、他自治体の採択に影響を与える恐れがあるため、8 月末まで非公開となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

赤井教育長

それでは、議案第 14 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について、報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について、先ほど事務局からありましたように、審議の際は宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名の取扱いにご注意ください。

それでは、担当課より一括して説明をお願いします。

### 前川副課長

まず、報告事項である「令和 8 年度使用 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる調査研究についての答申の受領について」をご覧ください。お手元に「令和 8 年度使用 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の調査研究報告概要（答申）」をお配りしております。こちらの答申が令和 7 年 7 月 16 日に提出されましたので、ご確認ください。

それを受けまして、議案第 14 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容をご説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定等に基づき、令和 8 年度に宝塚市立小学校、中学校及び特別支援学校で使用する教科用図書を採択するものです。

採択の基本方針は別紙 1 の 1 から 4 に記載しております。

- 1 小学校用教科書につきましては、文部科学省通知に基づき、令和 5 年度に採択した小学校用教科書と同一のものを採択いたします。
- 2 中学校用教科書につきましても、令和 6 年度に採択した中学校用教科書と同一のものを採択いたします。
- 3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書、いわゆる一般図書につきましては、児童生徒の障碍の種類、程度、症状等に応じるよう毎年採択替えを行うこととなっており、今年度も新規提案本の採択を行います。

これらの基本方針に沿って、小学校用教科書及び中学校用教科書につきましては、別紙 3 に掲載しているものを引き続き採択するものです。また、一般図書につきましては、調査研究報告書に基づき、児童生徒一人ひとりの障碍の種類や程度、症状に応じ、別紙 5 「令和 8 年度使用 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の調査研究報告書」のとおり採択しようとするものです。

調査研究に当たりましては、令和 7 年 4 月 22 日の教育委員会で決定いただきました別紙 1 「採択の基本方針」及び別紙 2 「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択方針」に基づき、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会において、適正かつ公正な手続きのもと、専門的かつ綿密な教科用図書の研究を行っていただきました。

7 月 10 日に開催いたしました選定委員会では、一般図書の調査員から調査研究に関する報告を受け、その内容について協議を行いました。調査員より、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一般図書の選定ができるよう、文部科学省が作成したリストにないことや供給不能となっている本を削除し、削除した本に代わる内容の新規提案本について調査研究を重ねた経緯が報告されました。

中でも調査研究に力を入れた事項は、児童生徒が日常生活との繋がりをより意識し、体験的に学ぶことができるかどうかという点でした。視覚、聴覚、触覚などに効果的に働きかけ、楽しみながら理解を深めるものを選んでいます。一昨年度は小学校の内容、昨年度は中学校

の内容を中心に検討しましたので、今年度は小学校と中学校の内容のつながりに着目しながら、それぞれの障碍の特性に応じた働きかけができるよう検討を重ねて選定しております。

なお、今年度の新規提案本は 19 冊となっております。教育委員の皆様の前に置いているものが、新規採択分の 19 冊全てになりますので、後程お手に取ってご覧ください。以上です。

**赤井教育長**

ありがとうございました。ただいま議案第 14 号と報告事項の説明が終わりました。

何かご質問等はございますか。

**松浦委員**

単純な質問ですが、削除本が 33 冊で新規提案本が 19 冊と、数が減っていますが問題ないのでしょうか。

**山下次長**

これは一般図書の位置付けになります。この教科書を使う子どもたちというのは、まずは過学年本という、いわゆる一般に出されている教科書の学年を下げたものを使用することを検討します。それでも対応が難しい場合には、星本という、文部科学省が著作権を持つ、知的障害のある児童生徒向けの教科書を使用します。さらにそれでも対応できない場合に、これら的一般図書を使用するという段階を踏みます。

以前から、この一般図書の登録冊数が全体的に多すぎるのではないかという反省点がありました。他市と比較したところ、突出して多いわけではありませんでしたが、選択肢が多いことで、本来の段階を踏まずに安易に一般図書が選ばれてしまう状況は避けるべきだと考えております。検定教科書の学年を下げて使用することを第一に考えた上で、今回の 33 冊削除、19 冊新規提案という数は、選定委員会でも適していると議論されています。

**松浦委員**

わかりました。ありがとうございます。

**赤井教育長**

他に何かご質問等はございますか。

**石井委員**

確認ですが、この別紙 5 の一覧にない本は、もう教科書としては使えないということでしょうか。

**山下次長**

はい。一般図書の教科書としては使えません。

**石井委員**

実際には高校の本とかを使っている生徒もいるかと思いますが、それらはどうなるのでしょうか。

**山下次長**

それは、無償給与の対象とは別の扱いです。法律に基づき無償で給与されるのは、あくまで採択された教科書です。独自で無償給与の本じやないものを使っているかもしれません。

**石井委員**

それは良いのですね。

**山下次長**

例えば国語の 6 年生上というものをもらうけども、それが合わない子どもたちは、こういったものも無償でもらえるということですけど、もしかすると使っている教科書が独自で使ってたり、ご家庭から持参したり、保護者と相談の上で用意したりしているケースが考えられます。この一覧にない図書が「教科書」として無償で給与されることはありません。

**石井委員**

わかりました。

あと一点ですが、SNS に関する図書について「情報モラル」が載っていなくて、新しい本の中には見当たらなくて、新規提案本の中に「SNS の使い方」といった記載があったのですが、内容の本はあるのでしょうか。

元々 SNS 関連の図書は他にもあり、そちらは採択図書として残っているんですか。

**山下次長**

今、石井委員が仰ったのは供給不能で削除されたこの「SNS」という図書ということですね。

**石井委員**

30 と 31 です。

**山下次長**

はい。選定委員会の調査報告によりますと、「SNS」これに代わる図書を選定したかったものの、適當なものが見つからなかったとの報告を受けております。

**石井委員**

ですが、新規提案本のリストには「SNS の使い方」とあるんですが。

**松浦委員**

それは「学校では教えてくれない大切なこと」というシリーズの中の一つでしょうか。

「キャッシュレス決済」ですね、これは。失礼しました、違いますね。

**石井委員**

「SNS の使い方」無いのだったら、この新規提案本のリストから削除しないといけないと思います。

**前川副課長**

石井委員がお仰っているのは、新規提案本 19 冊と記載のある並びの中の、削除本のリストに記載されているものですね。この内容に沿った代替図書を選ぼうと調査しましたが、見つからなかったため、今回の新規提案には含まれておりません。こういった本を探したかつたということです。

**石井委員**

では、言葉的には提案本じゃないですね。提案されていないので。

**前川副課長**

そうですね。

**石井委員**

ただ、ここに記載を残しておくことで、来年度以降も引き続き探していくという方針があるなら、書き方を変えないといけませんね。

**山下次長**

「提案本」というより、こういった本を目指す、といった意味合いの書き方に変えるなどですね。

**松浦委員**

「採用方針」というようなことですね。

**前川副課長**

そうですね。

**石井委員**

では、提案本としては「なし」でいいですね。

**松浦委員**

採用方針はこうだったけども、具体的に見つかった本はこうです、ということですね。

**山下次長**

供給不能だったことで見つからなかった、ということです。

**赤井教育長**

他に何かございませんか。

無いようですので、採択に移ります。よろしいでしょうか。

それでは、令和 8 年度使用教科用図書について、次のとおり決定したいと思います。

まず、小学校用教科用図書につきましては、令和 5 年度に採択したものと同一のものを採択します。

次に、中学校用教科用図書につきましては、令和 6 年度に採択したものと同一のものを採択します。

最後に、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書については、一覧に記載されている図書を一括して採択します。

以上でよろしいでしょうか。

**委員**

(承認)

**赤井教育長**

ありがとうございます。

それでは、次の議案に移ります。

議案第 15 号「宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定の一部を改正する規定の制定について」、担当課より説明をお願いします。

**飯田課長**

本件は、宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定の一部を改正するものです。

西図書館の館長に配置する職員は、これまで参与職を配置しておりましたが、令和 6 年度末に参与職が廃止となりました。令和 7 年度からは、役職定年を迎えた係長級となった職員を配置しております。

しかしながら、宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定上、係長級の職員が公の施設の長として配置された場合、現行の規定では副課長と同等の権限しか有していません。これにより、現在の西図書館長は課長としての決裁権限がない状態ですので、市の規定に合わせる形で本規定を見直すものです。

また、これに伴い、現在該当者のいない第 25 条第 3 項を削除します。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。第 25 条第 2 項について、役職定年により係長級となった職員や、今後配置される可能性のある定年前再任用短時間勤務職員が公の施設の長として配置された場合にも、課長と同等の権限を有するように規定を改正いたします。

また、議案 6 ページの附則（経過措置）についてです。定年が 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることに伴い、令和 13 年度までは暫定再任用という制度が残ります。この暫定再任用職員については、地方公務員法の規定により、改正前の定年前再任用短時間勤務職員とみなす、という経過措置を置くものです。

説明は以上となります。

### 赤井教育長

ありがとうございました。

何か質問等はございますか。

### 石井委員

現行の第 3 項を削除することですが、これまでこれからも係長以下で施設長というのは居てないということでしょうか。

この「第 2 条に規定する職員以外の職員で公の施設の長として配置されたものについて準用する」というケースですけども。

### 飯田課長

今後、可能性が全くないとは言い切れませんが、現状、この「第 2 条に規定する職員以外の職員」が具体的にどのような職を想定しているのかが不明確な状態です。現在、該当する職員はありませんし、当面発生する見込みもないと考えております。

将来的に新たな職が設けられ、この条項に該当するケースが発生した場合には、改めて規定を整理する必要があるかと存じます。

### 石井委員

分かりました。

**赤井教育長**

他に何かございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 15 号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定の一部を改正する規定の制定については、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

**委員**

(承認)

**赤井教育長**

ありがとうございます。

本日の付議案件は以上ですが、他に事務局から報告はございますか。

**飯田課長**

他に案件はございません。

**赤井教育長**

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

---

————— 閉会 午後 6 時 25 分 —————